

2014. 7. 24 記者会見での発言要旨

御承知のように、1954年3月、焼津漁港所属の第五福竜丸等がビキニ環礁での水爆実験による死の灰を受けました。これを受けて同年、ゴジラという映画が作られました。それから60年になります。福島第一の事故を受けて、今年は、ハリウッドでゴジラの映画が作られました。人間は、自然を超えることはできない、どんなに科学が発達しても自然を封じ込めることはできないというメッセージを、私たちは、謙虚に受け止めるべきではないでしょうか。

先日5月21日、大飯原発3, 4号機について福井地方裁判所は、運転してはならないという判決を言い渡しました。この判決は、福島第一原発事故後初めての司法判断です。この判決は、裁判所の判断として冒頭に「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である」と判断の基準を示しています。そして、「人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値をほかにみいだすことはできない。」として、「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。」として、「大きな自然災害や戦争以外で、この根元的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。・・・かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。」といい、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べています。

そして、「全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である」とし、「これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない。」「被告の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。」「この地震大国日本におい

て、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない」として、運転を差し止めたのです。福島原発事故を踏まえた、国民目線での判断で、他の裁判所も同様な判断をしてくれることを希望するものです。

なお、この判決では、「このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」とも言っています。

本日、私たちは、この大飯原発についての福井地方裁判所の判断の仕方を、本件においても用いるべきであると訴えました。

規制基準への適合性の観点とは別に、裁判所は、人格権にもとづいて、当該原発について、具体的な危険性が万が一にでもあるかどうかを判断すればいいのです。それが、福島第一原発事故を経験した現在の裁判所の使命です。

被告は、「過去地震による既往最大の地震動・津波を上回る地震動・津波を考慮してきた」と主張しています。しかし、被告が考慮しているのは、結局は、南海トラフの巨大地震モデル検討会が想定している地震と津波に過ぎません。それ以上の強い地震が浜岡を襲うことはありえないと言うだけです。それ以上の高い津波が浜岡を襲うことはありえないと言うだけです。南海トラフの巨大地震モデル検討会は、そこで想定しているのは一般防災上のものであり、特別に安全性が要求される施設では別に考えるべきだといっているのに、被告は、その指摘さえ無視しています。ただただ、南海トラフの巨大地震モデル検討会の想定は既往最大のものよりも大きめだとして、その想定地震・津波に耐えうると確認したと言うだけです。福島第一原発事故を経験した電力事業者とは思えません。福井地裁の判決では、「我が国において記録された既往最大の震度は岩手宮城内陸地震における4022ガルであり」としています。また「既往最大という概念自体が、有史以来世界最大というものではなく近時の我が国において最大というものにすぎない」と言っています。このこと自体は、被告も否定できないことのはずです。

また、被告は、本日、準備書面（10）を陳述しましたが、私たちが求めている釈明事項にきちんと答えてくれたものとは言えません。被告は、私たちの求めている釈明事項に対し、真摯に回答すべきです。